

# スキマタイムズ

もっとお互いを理解するための場や時間を

日本自立生活センター自立支援事業所 2015年4月28日発行 第49号

## 女たち・いのちのちのちの大行進 in 京都



2015年5月16日(土) 11:00~円山公園 野外音楽堂

私たちが望むものは、  
原発・核のない世界、  
戦争のない世界、差別のない社会  
ひとりひとりの私たちが  
本当のいのちのちのちの平和を創る  
あなたと一緒に歩きたい  
あなたと一緒に世界を変えたい  
光のほうへ

11:00~おいしいもの、楽しいこといっぱいマルシェ  
12:30~ステージスタート!

### 〇スピーチ

武藤類子さん 橋本ちあきさん 鎌仲ひとみさん  
寺田ともかさん フィアーナ石井さん

### 〇ライブステージ

李政美さん 蝦名宇摩さん 井上美和子さん  
ありらん食堂 水野みさをさん

15:30~ウォーク出発

円山公園~四条河原町~京都市役所まで

- 手話通訳ご希望の方はお申込みください
- 車椅子を準備します(事前に御連絡ください)
- 入場無料  
どなたでも、一人でもどうぞ御参加ください。  
子どもたちもぜひ一緒に。

☆主催☆

「女たち・いのちのちの大行進 in 京都」実行委員会

Phone: 080-7964-0511

fax: 0774-63-0023

Email: inochi2015@gmail.com

<http://www.inochi-no-daikoushin.jimdo.com/>

facebook: 女たち・いのちのちの大行進 in 京都



日本自立生活センター自立支援事業所 編集担当:横川

TEL:075-682-7950

E-mail:[jcil-kyoto@jcil.jp](mailto:jcil-kyoto@jcil.jp)

URL:<http://www.jcil.jp/zigyosho/index.html>

## アメリカ・カリフォルニア研修報告 part3

昨年12月のアメリカ・カリフォルニア研修の報告、まだまだ続きます。今回は、「リージョナルセンター」と「ランタマン法」、そして「クリエイティブ・リビング・オプション（介護派遣事業所）」についてです。

### ●リージョナルセンターとランタマン法

アメリカの障害者支援で、時代を切り開いてきたものには、2つの系列があると思います。

一つは、日本自立生活センターの源流となった、バークレーCILによる自立生活運動。もう一つは、主に知的障害者の地域自立生活を推進してきたランタマン法とリージョナルセンター（地域センター）の系列です。この2つの流れをきっちり押さえることができれば、カリフォルニアにおける障害者の地域自立生活について、おおまかな展望がえられると思います。

アメリカのCILは、日本のCILとはかなり性質が違います。当事者スタッフには、障害者支援の実力が問われるし、企画・経営・事務での能力も必要とされます。そこは、社会的企業の場合であり、企業ベースの業績も問われます。だから、CILのスタッフになるには、やる気だけでなく、能力も問われるようです。

介助サービス面でも、日本の方式とは大いに異なります。日本では、事業所からの介助派遣が基本です。事業所が派遣の責任をもち、ヘルパーが急病のときなどでも、なんとか事業所が他のヘルパーを調整します。その分、ヘルパーのコーディネート費用や労務管理費を事業所が得るという仕組みです。

一方、バークレーCIL等の仕組みでは、基本的に障害者自身が雇い主になります。事業所の都合で介助者を変更されることがないなど、よい面もありますが、介助者のトレーニングも賃金の支払いも休みの調整も基本的に自分でやらねばなりません（お金が直接障害者に支給され、そのお金で介助者を雇用するダイレクトペイメントのシステム）。介助者の急病でも、障害者自身の責任で介助者探しをします。ありていにいえば、アメリカでは、介助者選択の自由はあるけれど、その分コーディネートの責任も自分で負わねばならないということです。なかなかハードな個人主義、自己責任が求められます。

けれども、生まれつき障害があっても、自分でできるように育てられなかったり、知的に障害があつたりして十分なコーディネートができない場合など、自己責任が通用しない場面はいくらでもあります。現状の日本社会では、アメリカのような自己責任に基づく介助サービスを実践している人は多くなく、またそのための制度的保障もありません。基本的には、自立生活センターに関わる障害者といえども、大半が事業所派遣をうけいれているのが実態です。なぜこのようなことを言うかということ、こと介護保障に関しては、バークレーCILなどの身体障害者の実践よりも、リージョナルセンターを通しての地域自立生活支援の取り組みの方が、これからの日本の自立生活運動にとって役立つ部分がけっこう多いのかもしれない、と思うからです。

さて、リージョナルセンター（地域センター）とは、その名の通り、地域生活を推進するためのセンターです。実をいえば、60年代ごろまでは、アメリカでも障害者の巨大コロニー施設入所政策がどんどん進められていました。けれども、あまりに劣悪な施設環境に、親の会や弁護士グループが反発しました。そして、カリフォルニアではランタマンさんという州議員がリーダーとなり、「これからは地域生活を推進していこう、そしてそのための法律を作ろう」ということになりました。そうしてできたのが「ランタマン法」です。そのランタマン法にもとづいて「地域センター」（リージョナルセンター）がカリフォルニア州内の各地に20ヶ所くらい存在しています。そして、かつてはカリフォルニア州で





1 万人以上いた施設入所者数が、現在では千人程度にまで減少しています。すでに閉鎖されている施設も数カ所あります。

リージョナルセンターの対象となる障害者は、脳性まひ者、知的障害者、自閉症者など。大人になってからの中途障害者などは、このセンターの対象になりません。その人たちは、自分たちの力で、保険を活用するなどして、それなりに生活を再建していかないとはいけません。

一方、脳性まひ者や知的障害者は、生まれてから死ぬまで、このリージョナルセンターのお世話になります。いい面と悪い面もあるかもしれませんが、日本の介護保険優先政策のような切れ目がないので、障害者としてはよほど支援を受けやすくなっています。幼少期の療育、障害のある人とない人が分けられることのないインクルーシブ教育、そして施設でなく地域で自立して暮らし続けること、できるならば一般企業への就職、できなくても分けられることなく地域のさまざまな活動に参加し続けること、そうしたこと全般にわたって、リージョナルセンターは障害者を支援します。支援にあたっての基本の考え方は、障害者自身が分けられることなく、可能な限り制約の少ない環境で、主体的に生きていくことです。地域生活で一番推奨されているのは、当事者自身が家主となり、自分のアパートや家で支援を受けつつ暮らすという自立生活のかたち。そうした「支援付きの自立生活」を営む障害者は 20% くらいいる様子でした。日本では、自立生活を営む障害者は 100 人のうち 5 人くらいでしょうか。逆に日本では、20% くらいが施設で暮らしています。

今回の研修では、ロサンゼルスとサクラメントのリージョナルセンターを訪問しました。リージョナルセンターそのものは、介護派遣やデイサービスなどの事業や就職斡旋を行うのではなく、基本的な支援の方向性を当事者と相談して決めて、その後、各事業者や各機関につなぐという役割をしています。もちろんさまざまなトラブルが現場で起きるので、それらの調整もします。

サクラメントのリージョナルセンターでは、当事者権利擁護職員のデイビッドさんにも会うことができました。この方は、当事者の側にたって当事者の権利を守るために活動する人です。ランタマン法は、障害者が分けられず、地域で主体的に生きていくための権利をことこまかに定めています。そして、その権利を守るために、この当事者権利擁護職員や弁護士団体など、幾重にもサポートの仕組みがつけられているのです。



ヘルパーの制度は、日本のように家事援助、身体介護、重度訪問介護、などの枠内に縛られることはありません（日本ではヘルパーも、ほとんど自分で選ばせません）。他方で、CIL 等で行われているダイレクトペイメントシステムのように、自由だけど、お金だけ支払われてそのあとはヘルパー見つからなくても放置される、というわけでもありません。基本は、リージョナルセンターはフルサポート(全面支援)です。でも事業所主導ではなくあくまで本人主体なので、ヘルパーを自分で選ぶ、ということもできます。望めば、自分でダイレクトペイメント的にヘルパーをまわしていくこともできます。それぞれの考え方やできることにあわせて、介助のやり方を考えてくれます。

日本の現状との間には、大きな距離があると感じました。アメリカの障害者に提供されるサービスは、基本的にオーダーメイド。同じようなユニフォームをみんなにおしきせするのでなく、それぞれの人のサイズや好みにあわせて服を仕立てていくイメージです。既存のサービスで不十分であれば、新しいサービスを創出します。「今、人手不足なのでサービス提供ができません」と言うことも法律で禁じられています。どれほど柔軟で、かつ当事者にあわせた仕組みなんだろう、と思いました。

必要な人には 24 時間介護もつきます。介助者も、当事者がある程度事前に選んで決めることができます。そして、当事者の生活はおしゃれで、彩り豊かだ。もちろん、そんなバラの園ようにうまくいっているわけではないことも、多々あるでしょう。無愛想で堅苦しい職員もいることだと思います。

それでも、あんな生活が可能なんだ、とイメージできることは大きいです。どんな重度の障害があっても、一人暮らしも可能だし、二人暮らしも三人暮らしも可能でしょう。そして生活も、花や香りや装飾があ



り、彩り豊か。そんな実践に向けて、日本という枠組みの中でも、できることから少しずつ歩みを進めていけたら、と思います。(渡邊)

## 【サクラメント】

### ●クリエイティブ・リビング・オプション

クリエイティブ・リビング・オプションは、自閉症を持つ人の母親が共同で設立したサクラメントのNPOです。発達障害者が施設やグループホームではなく、住みたい地域の自分の家で自立生活を送れるように、「サポータード・リビング・サービス/SLS(支援付き自立生活サービス)」の提供を中心に、自身の子を育てた経験から障害をもつ家族のサポートをしています。



SLSは、1995年にカリフォルニア州で制度化され、18歳以上の発達障害者に対する長時間見守り型の居宅支援として、グループホームに代わる地域移行サービスとして注目されています。SLSの利用者は年々増加傾向にあり、2011年は前年より331人増えて7,914人になりました。サービスに関わる費用は、利用者とリージョナルセンターが一緒に作成したIPP(個別支援計画)に基づいたサービスを各事業所が提供することによって、リージョナルセンターから各事業所に支払われます(※本人に支払われる場合もあります)。



今回の研修では、クリエイティブ・リビング・オプションの利用者の一人であるジャレットさんのお宅に訪問して、生活の様子を見せて頂きました。ジャレットさんは郊外の自宅で自立生活をしています。ピアノやキーボードが得意で、学校に行ってスポーツをしたり、友達と定期的に会ったりしています。SLSを利用し、安定した生活を過ごせている

理由に、6人の介助者が24時間住み込みで生活し、そのすべての介助者が5年以上にわたりジャレットさんと良好な信頼関係を築いてきたことが挙げられます。事業所の役割は、利用者のニーズを知り、住宅の改装や就職を手伝い、利用者の権利擁護をすることなど多岐にわたります。しかし、共同代表のジョアン・シュミットさんは、介助者を探し、育てるのは非常に難しいことだと言っていました。

クリエイティブ・リビング・オプションでは、介助者を選ぶ際に、過保護な傾向を見せる人は最初の段階でお断りしているそうです。介助者は救急対応の方法など基本的な知識を学んだ後は、介助予定の利用者の家で40時間介助をせず利用者と一緒に過ごすことになっています。この40時間で利用者は、その介助者がどのような人かの様子を観察することができ、より安心して受け入れる(または断る)ことができるのです。利用者が意義のある選択をして、どこで誰と一緒に暮らすかなどの日常生活を、自分自身がコントロールすることを支援し、障害の程度によらず、利用者のニーズの変化に応じて柔軟に対応する姿勢が事業所には求められています。(古川)



## こころとからだをすっきり！ヨガタイム

ヨガで自分の身体と向き合ってみませんか？ヨガの目的はきれいなポーズをとることではありません。その日の身体がどんなふうに動くか動かないか、意識を自分に向ける時間です。呼吸が深くなり、肩こり、腰痛、疲労感もやわらぎます。ぜひ参加してみてください♪ 講師は石田久美さんです。

★ヨガ:全身をうごかすヨガ

日時:5月18日(月)18:15-19:30(OPEN18:00)

場所:油小路事務所2F

持ち物:動きやすい服装・タオル・飲み物

参加費:無料

\*このヨガクラスは、JCIL自立支援事業所の利用者と家族・介助者を対象にしています。

